

建材中の石綿含有率の分析方法について



平成 18 年 8 月 21 日付けで厚生労働省より、「建材中の石綿含有率の分析方法について(基発第 0821002 号 平成 18 年 8 月 21 日)」と「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について(基安化発第 0821001 号 平成 18 年 8 月 21 日)」が通達・通知されています。

主な記載内容をまとめると下記ようになります。

1. 労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則の一部が改正され、平成 18 年 9 月 1 日から規制の対象となる石綿の含有率(重量比)が 1%から 0.1%に改められること。
2. 0.1%の判断を行うための分析方法が指定されていること。
3. 基発第 188 号・基安化発第 0622001 号はこの通達・通知をもって廃止となること。
4. 今までに既に分析を行っているものについては、上記 3 の通達・通知における分析方法で、定性分析の結果が不検出だった場合には 0.1%を超えないものとして取り扱ってよいこと。

上記 2 で示されている分析方法は下記の通りとなっています。

1. JIS A 1481 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」。
2. JIS A 1481と同等以上の精度を有する分析方法。

アスベスト含有の判断基準が 0.1%に引き下げられたことをうけた内容となっております。

当社では、高性能なX線回折装置を導入しており、JIS による方法にも完全に対応しております。また、空気環境中の石綿粉じん濃度の測定も行っております。アスベスト分析は当社へお任せください。

資料 2006 年 8 月 21 日付 厚生労働省ホームページ

環境分析箇所 小林正幸